

一時生活支援事業

熊本県（県 + 9 市）

【照会先】社会福祉課・096-333-2198

【課題別分類】①、⑥

1. 参加自治体の概要

(令和4年度)

参加自治体	県+一般市9市（県内福祉事務所設置自治数：17） 八代市、荒尾市、水俣市、山鹿市、菊池市、 宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市
人口	421,591人（県管轄31町村+9市）

2. 事業の概要等

(令和4年度)

実施方法	・委託：社会福祉法人グリーンコープ ・県が事業者への委託契約を締結し、他の参加自治体は、県と事業の共同実施に係る協定書を締結 ・地域居住支援事業も同一の事業者に委託し、一体的に実施
事業概要	・支援員等7名を配置し、利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品の支給又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供。 ・利用期間中において、定期的に健康診断及び健康医療相談を行い、必要に応じて、医療機関等への同行支援を実施。
事業費・按分方法	17,932千円（地域居住支援事業分を含む） 按分方法：各共同実施自治体の人口に応じて按分
その他特記事項	・一時生活支援事業（地域居住支援事業）受託者と自立相談支援機関等の連携強化を目的に、年に1回意見交換会を実施。

3. 広域実施による事業の立ち上げプロセス

開始前

- 平成21年度より、熊本県が実施主体となり、就労意欲喚起等支援事業、中間的就労体験等支援事業、子どもの健全育成支援事業、ホームレス対策事業、消費者行政の多重債務対策事業を、社会福祉法人等に委託し、県下全域（政令市の熊本市を除く）を対象に実施。

任意事業の実施検討

- 上記事業を実施することで、生活困窮者の自立支援（主に任意事業）につながるノウハウを蓄積。
- 平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向け、生活困窮者の多様な課題に対応するため、全ての任意事業の実施を検討。

事業の立ち上げ

県内自治体への説明会・意向確認

- 県内市町村の担当課や、県福祉事務所と意見交換会を実施。
- 共同実施の意向を示した市が固まった段階で、予算の概算を算定し、共同実施予定の市に対し事業費按分の案を送付。その後、実施要綱についても意見照会を行った。

事業実施

委託先の検討

- 委託先については、広域実施の市を含めた県下全域で事業を実施でき、就労支援のノウハウを有する法人へ委託するため、公募型の企画コンペを実施。
- 事業者との委託手続については県がまとめて対応。

平成27年4月 事業開始

- 利用者が共同生活を通して生活を取り戻すことができ、自立相談支援機関等と連携し、退所後の自立生活への準備に寄与することができた。
- 令和4年度実績（広域実施分）：利用者35名
※熊本市、人吉市、玉名市、天草市、合志市においては単独で実施（熊本県における事業実施率100%）